社会福祉法人豊島区社会福祉事業団職員相談窓口設置要綱

（平成27年12月28日理事長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、事業団職員の職場における孤立化や心理的負担の増大を防ぎ、風通しが良く働きやすい職場環境を整備するために、次の各号に掲げる項目に関する苦情や改善要望を申し出ることのできる相談窓口の設置について必要な事項を定めるものである。

①セクシャル・ハラスメント

②パワーハラスメント

③職場における人間関係の悩み

④その他の事項

２　この相談窓口は、障害者雇用に関する相談窓口として、次の各号に掲げる項目に関する苦情や改善要望も受け付けるものとする。

①障害に対する差別やハラスメント

②障害を原因とした働き方への合理的配慮の提供に関すること

③その他の事項

（相談の範囲等）

第２条　相談を受け付ける範囲は、事業団職員及びその家族からの相談に限定する。ただし、人材派遣職員、実習生等からの相談であっても、その内容が人権侵害に関わるものである場合には受け付けるものとする。

２　相談の対象となる事項は、原則として勤務時間中もしくは事業所内での事項とする。ただし、勤務時間外もしくは事業所外の会合等であっても、実質上職務の延長と考えられるものは相談対象とする。その場合は職務との関連性、参加者、参加が強制的か任意かなどを考慮して個別に判断する。

（相談員）

第３条　理事長は、事業団職員３名を相談員として指名する。相談員は相談者と面談し、その後の対応について協議するものとする。

（相談の受付）

第４条　総務課庶務係長は、相談を受け付けるための専用のメールアドレスを設定し、これを管理する。相談のメールを受け付けた時は、総務課庶務係長は相談員のうち１名を担当相談員として指名する。

２　相談者は相談員に対して直接相談を申し入れることもできるものとする。この場合は、相談を受けた相談員が担当相談員となるものとする。

（情報管理）

第５条　総務課庶務係長及び相談員は相談者の秘密を厳守し、相談者の意向に沿って、相談案件に関する情報を厳重に管理しなければならない。

（協議体の運営）

第６条　担当相談員は、他の２名の相談員とともに、事実関係を調査し、必要な対応を行うための協議体を設置する。ただし、相談員のなかに相談案件の関係者がいる時は、当該案件に関する協議から除外する。

２　相談員は、可能な限り相談者の意向を尊重して的確に対応しなければならない。相談者の意向に沿った対応が困難な場合は、その理由について相談者に十分な説明を行い、別の相談先等を紹介するものとする。

３　協議及び対応の結果については、協議に加わった相談員全員が連帯して責任を負い、理事長に結果を報告するものとする。

（補則）

第７条　相談員がセクシャル・ハラスメント、パワーハラスメント、障害に対する差別やハラスメントその他事業団職員就業規則第 22 条（禁止行為）に該当する行為や、同規則第 26 条の 2（職員の遵守すべき倫理）に抵触する行為があったことを確認したときは、これに対して懲戒を行うかどうか、別途懲戒審査委員会に諮問する。

附則

この要綱は、平成２８年１月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。